

家族による、家族のための財産管理手法

| 特集 |

家族信託で、
家族をつなぐ

近年、認知症になる前の財産管理・相続対策として

「家族信託」が注目されています。

本特集では、あなたの財産を「家族」に託すことで、

さまざまなリスクに備えることができる

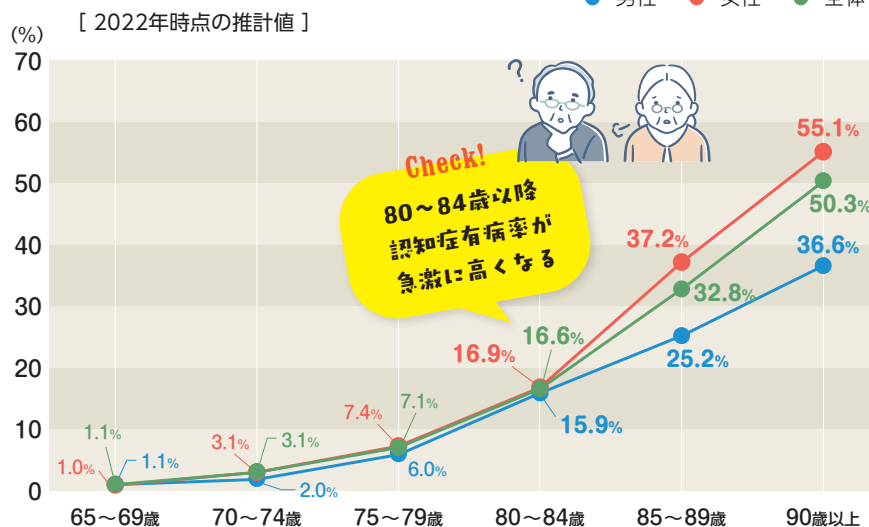
「家族信託」について解説します。

高齢社会における認知症リスクの高まり

厚生労働省の資料によれば、認知症高齢者数は、2022（令和4）年時点で約443万人（有病率12.3%）と推計されています。また、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は、約559万人（有病率15.5%）であり、認知症とMCIを合わせると高齢者の約28%を占め、その数は約1,000万人です。MCIの方が全員認知症になるわけではありませんが、高齢者のほぼ3人に1人は、認知機能にかかわる症状があるといえます。認知症およびMCI高齢者は今後も増加すると予測されています。

また、年齢区分別にみると、認知症有病率は高齢であるほど高く、65～69歳では1.1%のところ、75～79歳では7.1%、80～84歳では16.6%と急激に高くなるのがわかります。

■ 年齢階級別の「認知症」有病率

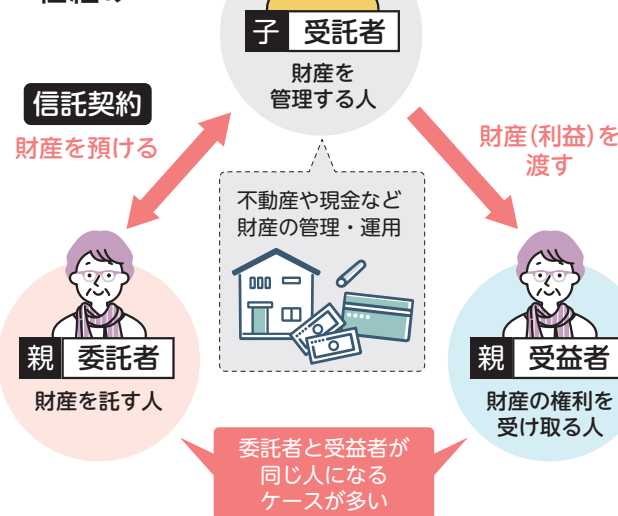


認知症対策としての家族信託

認知症になると、銀行口座が凍結されるなどして、家族であっても病院や介護にかかる費用として、本人のお金を使うことができなくなります。こうした資産凍結問題に対して、認知症を発症する前にできる対策の一つが家族信託です。

家族信託は、親（委託者）の財産（信託財産）の管理を、子供など家族（受託者）に「託す」ことができる制度です。信託法の中で「民事信託」として定められており、受託者は家族に限りませんが、ほとんどの場合で家族への信託になるため「家族信託」と呼ばれています。受託者は、その財産を受益者のために管理・運用することができるので、認知症発症後の資産凍結を回避することができます。

■ 家族信託の仕組み

ひとくち MEMO
親が認知症になったら、
本当に銀行口座は
凍結されてしまうの？

一般社団法人 全国銀行協会は2020年に、認知機能が低下した顧客の預金引き出しについて、「預金者本人の生活費や入院、介護施設費用のための資金」は限定的に引き出すことを認める方針を示しています。このため、一定の書類があれば、本人以外の手続きで預金を引き出せることもあるようです。しかし、原則は「成年後見制度」の利用を勧めており、家族信託や任意後見といった手だてを講じておく価値は高いといえます。

希望の相続を実現する家族信託

家族信託にはいわゆる「遺言効果」があります。家族信託でも遺言同様に財産の承継者を決めておくことができるのです。相続が発生した場合、通常は相続人全員で話し合う遺産分割協議を行います。これが不要になります。本人（親）が健在なうちに財産の継承先を決めておけば、相続争いを防ぐことができるのは大きなメリットといえるでしょう。加えて家族信託では、遺言では指定できない2次相続先以降を指定できる点も大きな特色です。なお、遺言と家族信託は異なる制度なので併用もできます。

ひとくち MEMO
家族信託があれば遺言は不要か？

家族信託が遺言の代わりになるかは、ケースバイケースです。家族信託では「信託財産」を契約で決めます。契約に含まれない財産は、遺言または法定相続の対象になりますから、遺言を併用した方がよいこともあるでしょう。また、遺言は本人の意思でいつでもその内容を変更できますが、家族信託は「契約」であるため、契約当事者同士での合意が必要になる点も注意が必要です。

任意後見との併用もできる家族信託

認知症の発症前にできる備えとして、家族信託以外にも成年後見制度の「任意後見」があります。家族信託は「財産管理」に特化していますが、任意後見では、後見人として財産だけでなく、日常の暮らしに関わる契約を代理できる点が大きな特色です。例えば、家族信託では、本人の代理として老人ホームへの入居契約はできませんが、任意後見では可能となりますので、家族信託との併用を検討する価値があります。

なお、成年後見制度には他に「法定後見」があり、こちらは認知症の発症後に、家庭裁判所に申し立てを行って利用します。

■ 家族信託と成年後見制度の比較

	家族信託	成年後見	
		任意後見	法定後見
タイミング	認知症発症前 (判断能力があるうちに)	認知症発症前 (判断能力があるうちに)	認知症発症後
目的	財産の管理	財産の管理 身上監護(本人代理)	財産の管理 身上監護(本人代理)
受託者・後見人の選び方	本人が選ぶ	本人が選ぶ	家庭裁判所が選ぶ
財産管理等の内容の選び方	話し合い、 契約で定める	話し合い、 契約で定める	家庭裁判所で決める
効力	死後も継続 (遺言効果あり)	死亡時に終了	死亡時に終了

家族信託の使い方モデルケース

ケース 1 認知症後の資産凍結に備えたい

父は他界しており、長男と母が同居、次男は遠方にいます。住まいは母が相続していますが、最近物忘れが多くなってきて、施設への入居も考えていますが、認知症を発症した場合に備えて、「家族信託」を検討しました。長男が受託者となり、同居する母の生活費や認知症発症後の施設費の支払いなど、長男が母を財源的に支えていくことができるようになりました。

委託者 本人(母) **受託者** 長男
受益者 本人(母) **信託財産** 銀行預金、不動産(住まい)

ケース 2 空き家となった実家の処分を任せたい

高齢の親が老人ホームに入居することになり、実家が空き家となりました。親が認知症を発症すると、売却や建て替え等ができなくなり、空き家のまま管理し続けるには固定資産税や管理費用がかかります。このため、子が管理や売却等をできるように、家族信託を検討しました。

委託者 本人(父) **受託者** 子
受益者 ①本人(父)、②母、③子 (番号は受益者の順位)
信託財産 自宅

ケース 3 障がいのある子供の生活を守りたい

子供に知的障がいがあり、将来的に十分な収入を得られるかわからないため、親としては自分の死後の子の生活が心配でなりません。そこで「信託財産の運用による収益」を「障がいのある子供の生活費として使えるようにする」ため、受託者を社会福祉法人に指定しました(これは福祉型信託とも呼ばれます)。

※いわゆる「親なき後問題」への対応として、家族信託は有効な対策のひとつです。

委託者 本人(父)
受託者 社会福祉法人
受益者 ①父、②母、③子 (番号は受益者の順位)
信託財産 自宅、現金等
信託期間 ①～③の全員が死亡するまで
残余財産の帰属先 受託者である社会福祉法人

ひとくち MEMO 家族信託の利用が難しいのはどんな場合？

信託する財産が少ない場合や、(ほぼ同じことですが)生前贈与によってすでに子供や孫に財産名義を移している場合には、家族信託を利用するメリットはあまりないかもしれません。また、家族信託は、基本的に親族同士の信頼関係を前提にしている制度です。このため、親族同士の仲が悪い場合、たとえ家族信託の必要性は高い状態であっても、利用が難しいことがあります。

家族信託の進め方・相談先

「家族信託」に興味を持たれた方は、ぜひ一度家族の皆さんで話し合ってみてください。どのような目的で行うのか、信託財産はどうするのか、だれが受託者となるべきか、といったことについて家族の皆さんが納得するまで話し合うことが大切です。

そうした話し合いをしたうえで、家族信託に詳しい弁護士や司法書士に相談することをおすすめします。具体的に検討してみると、家族信託だけでは対応が難しいこともあります。遺言や任意後見、生前贈与、生命保険など他の方法を組み合わせた対応を検討できる専門家は頼もしい相談相手となるはずです。

【監修・協力】

司法書士法人 谷村事務所
代表司法書士

谷村 和夫 TANIMURA Kazuo

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号
ライブピア舞鶴802

TEL. 092-737-9555



管理栄養士の健康コラム 笑顔をつなぐ食生活のススメ

つながりコラム

腸内環境を整えて免疫力UP! 秋の旬を楽しみましょう。

最近よく耳にする「腸活」。腸活にはさまざまな効果がありますが、なかでも腸には全身の免疫細胞の約7割が集まっているとされ、免疫力UPに大きな影響を与えてくれます。

秋に旬を迎えるさつまいもやきのこと類はビタミンや食物繊維が豊富で、特にきのこ類に含まれるβ-グルカン免疫細胞に直接働きかけて活性化させます。他にも秋鮭に豊富に含まれるアスタキサンチンは、強力な抗酸化物質で疲労回復にも効果があり、これらをたっぷり入れたシチューは、スープごとしっかり栄養を摂ることができるおすすめメニューです。

また、腸内の善玉菌を増やす食材と、善玉菌のエサになる食材を組み合わせることで、相乗効果が期待できます。ヨーグルトとはちみつ、納豆とキムチ、具だくさんのお味噌汁など、手軽にできることから始めてみるのもいいでしょう。

いずれもすぐに結果が出るものではありません。十分な睡眠やストレスの発散、身体を温めることも意識して、ふと気が付いた時「最近調子いいな…」と思える、そんな毎日のために、「楽しみながら」続けていきましょう。



新栄総合管理 福祉課
管理栄養士
勝本 史佳

財産のことだけではなく、自分がどう生きたいかという「希望」を伝える

特集

2

「人生会議」(ACP)をしましょう

※ACP：アドバンス・ケア・プランニング

【監修・協力】

福岡市福祉局生活福祉部
地域包括ケア推進課

高齢者人口の増加に伴って、認知症高齢者の増加も見込まれる中、誰もが「自分の希望を伝えられない状態になる」可能性があります。特集①で紹介した「家族信託」は、こうした事態に備える方法のひとつですが、これはどちらかといえば、財産管理や相続など「お金に関すること」が主なテーマになります。もちろんそれは大切なことではあるのですが、その前に「自分がどう生きたいか」という価値観について、家族など大切な人と共有することが必要です。そもそも、相続や葬儀などの希望を話し合うためには、自分の価値観を共有できるような家族との関係づくりが欠かせません。そのための方法として「人生会議 (ACP：アドバンス・ケア・プランニング)」があります。

人生会議とは？

「人生会議」は、2018年からアドバンス・ケア・プランニング (ACP) の愛称として、国が普及を進めている取り組みです。日頃から周囲の信頼する人たちと話し合っ、価値観や考え、希望を知ってもらうことで、自ら意思を伝えられないような状況になっても、周囲の人が「あの人は、こうするだろう」と、その人らしい支援を行うことができるようになることを目指します。気持ちは変化することがありますので、この人生会議は、いつでも何度でも繰り返し行うことが勧められています。

自分で決める人生ガイド

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す『福岡100』を進めています。その中のひとつに「自分で決める人生ガイド」があります。このパンフレットには、さまざまなライフステージにおいて予想される生活や心身の変化などに関する情報がまとまっており、人生会議の最初のステップとなる「あなたが大切にしていることは何か」を考えうえでもきっと役立ちます。



■福岡市「自分で決める人生ガイド」について

福岡市 自分で決める人生ガイド

検索



※パンフレットの内容説明に加え、専門職からのアドバイスを動画で視聴できます。ぜひご覧ください。

親から子へ、子から親へ話をしましょう

このほかにも、エンディングノートも自分の希望をまとめるのに役立ちますし、専門職の人に相談してみるのもいいでしょう。大切なことは、まとめて満足するのではなく、想いを「共有する」ことです。親から子へ、子から親へ、話をしましょう。

資料

- 厚生労働省ホームページ『「人生会議」してみませんか?』
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html
- ACP公式ホームページ「ゼロからはじめる人生会議」
<https://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>



取り組みたいこと・決めておくこと・よいこと

Step 1 生活環境の変化に備えて心と身体の健康を心がける

- 定期的に健康診断を受けて、体調の変化を把握する
- 健康づくりや病気の予防のために運動をする
- 新しい学び・楽しめる趣味や活動をもつ
- 仕事や家族以外にも気軽に交流できる人・社会とのつながりをもつ

Step 2 体調の変化や突然の入院に備える

- かかりつけの医師や病院、薬局をもつ
- 入退院時に支援してくれる人をつくっておく
- 病名の告知や延命治療についての希望をあらかじめ意思表示しておく
- 意思の疎通が難しくなった時に連絡を取ってほしい人を決めておく

Step 3 介護が必要になっても自分らしく暮らす

- 生活のサポート（金銭管理など）や介護をお願いしたい人を決めておく
- 介護について相談先を調べておく
- 生活したい場所・介護をしてほしい場所を決めておく
- 介護や病気の治療にかかるお金や保険を見直しておく

Step 4 すべての人にやってくる人生の最期を考える

- これからの人生で大事にしたいことなどをエンディングノートに書いておく
- ひとり暮らしが難しくなった時の住まいを決めておく
- 意思決定が難しくなった時にどうするかを考えておく
- 最期の過ごし方の希望を周囲の人に伝えておく



※写真はイメージです

遺品の買取りで感じた不思議

先日、ご高齢の女性から、お姉様の遺品を買取りさせていただきました。
 姉妹は別々に生活していたようですが、お互い以外のご家族はおられなかったとのこと。
 昨年お姉さまが他界され、遺品の仕分けから弊社に相談をいただいております。
 年末までに価値のありそうな品だけを選別し、年が明けたらそれらも売却しようと考えておられたそう。
 しかし、選んでまとめて置いておいたはずの品をどこに置いたかが分からない。
 そのまま半年を過ぎた頃、「思わぬところから出てきたのよ」とご連絡をいただきました。
 実は、連絡をいただいた時期は、金地金価格が最高値を更新し始めた7月。
 年明け頃と比較すると、金価格は20%、プラチナは30%も高騰していました。
 私には、お姉さんが、もうすこし妹さんとの時間を過ごしたくて遺品を隠し、もうそろそろいいかな、と時期を選んで見つかるようにされたのではないか、と思えてなりません。

株式会社マルワ 動産査定士 外尾 宗也

「動産評価査定」のこと、
 なんでもご相談ください。

株式会社マルワ 〒812-0043 福岡市博多区堅粕4丁目13番1号
 TEL. 092-461-1178 <https://maruwo.jp/>

弊社では、思いのある品は、思いの伝わる方へ引き継ぐことをお勧めしております。
 その他の品は適切な評価で買わせていただき、価値を共有できる方へ橋渡しいたします。
 ご相談はお気軽にLINEからどうぞ。右のQRコードを読み込むと便利です。



新栄グループからのお知らせ



福岡市のエンディングノートが新しくなりました。

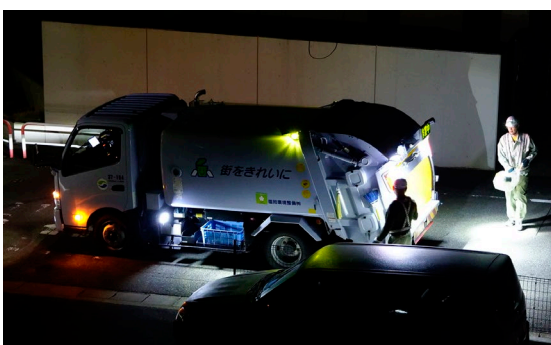
終活の手始めとして、エンディングノートを書き始めてみてはいかがでしょうか。終活の全体像をつかみやすくなりますし、ご家族とのコミュニケーションが深まるきっかけにもなるかもしれません。エンディングノートには多くの種類がありますが、特に福岡市にお住まいの方にお試しいただきたいのが、福岡市が毎年発行している「マイエンディングノート」です。福岡市の事情にあった内容になっているうえ、無料で手に入れることができます。

新栄グループでは、福岡市のマイエンディングノートに広告協賛をしています。

マイエンディングノートは福岡市ホームページより
 自由にダウンロードできます。[PDF: 7,870KB]



「夜間のごみ収集風景」(福岡市全域 午前0時～)



福岡市のごみ収集ルールは「決められた日の日没から（暗くなってから）夜12時までに」というもので、全国的にも珍しい夜間戸別収集が行われています。市外から引っ越してきた人の多くが驚くことの一つです。福岡市の夜間収集の歴史は古く、市のホームページによると「夜間収集の本格的な移行は、モータリゼーションの幕開けといわれた昭和32年頃から」で、約70年もの歴史があります。この夜間収集のメリットとしては、

- 昼間、ごみ袋が街中に無いので「都市美観に貢献」
- 交通量の少ない深夜に効率的に行い「交通渋滞を回避」
- 明るくなる頃にはごみがないので「カラスからの被害を回避」
- 夜間に収集車が市内を駆け巡る「防犯・防災効果」

といった点があり、利用者からも「朝の慌ただしい中のごみ出しをしなくてもいい」と好評を博しているようです。令和3年度市政アンケート調査によると「ごみの夜間収集満足度」は97.8%と非常に高い支持を得ており、今後も長く続いていく福岡の景色、といえそうです。

参考) 福岡市ホームページ内「夜間収集の歴史」 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kateigomi/life/016.html>

Fukuoka Facts データでわかるイトコ福岡 <https://facts.city.fukuoka.lg.jp/data/garbage-collection/>

